

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 17 日

各都道府県・指定都市
番号制度担当部局長 様

特定個人情報保護委員会事務局総務課長
総務省自治行政局住民制度課長

住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価の適切な実施について

標記の件について、住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価書が未だ公表に至らない地方公共団体が散見されることから、改めて住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価についての留意点を通知します。貴団体において住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価を実施していない場合には速やかに実施するとともに、都道府県におかれては、域内市区町村（別添参照）が平成 27 年 6 月までに住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価を実施するように助言等必要な措置を講じてください。

記

1 特定個人情報保護評価の実施期限

住民基本台帳に関する事務については、個人番号とすべき番号の保有が平成 27 年 6 月の予定とされていることから、遅くともそれまでに特定個人情報保護評価を実施し、既存住基システムの改修を終える必要がある。このため、当該事務について特定個人情報保護評価を実施していない評価実施機関は、本趣旨を踏まえ、速やかに評価を実施すること。

また、当該事務以外の事務に関しても、プログラミング開始前までの適切な時期に特定個人情報保護評価を実施すること。

なお、特定個人情報保護評価の実施とは、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出し、公表するまでを指すことを申し添えます。

2 特定個人情報保護評価書の公表

特定個人情報保護評価書の委員会への提出及び公表については、マイナンバー保護評価システムを使用して行うことから、マイナンバー保護評価システムの担当者の登録を行っていない評価実施機関は、速やかに登録すること。

【参考資料】

平成 26 年 11 月 14 日付事務連絡「マイナンバー保護評価システム」の担当者の登録について

都道府県及び市町村数に対する住基事務に係る評価書の公表状況

	都道府県及び 市町村数	基礎項目評価書を公表 した評価実施機関数	割合
1 北海道	180	123	68%
2 青森県	41	33	80%
3 岩手県	34	10	29%
4 宮城県	36	23	64%
5 秋田県	26	19	73%
6 山形県	36	27	75%
7 福島県	60	25	42%
8 茨城県	45	22	49%
9 栃木県	26	22	85%
10 群馬県	36	10	28%
11 埼玉県	64	42	66%
12 千葉県	55	37	67%
13 東京都	63	33	52%
14 神奈川県	34	28	82%
15 新潟県	31	11	35%
16 富山県	16	11	69%
17 石川県	20	8	40%
18 福井県	18	8	44%
19 山梨県	28	17	61%
20 長野県	78	28	36%
21 岐阜県	43	19	44%
22 静岡県	36	23	64%
23 愛知県	55	29	53%
24 三重県	30	20	67%
25 滋賀県	20	10	50%
26 京都府	27	16	59%
27 大阪府	44	30	68%
28 兵庫県	42	20	48%
29 奈良県	40	23	58%
30 和歌山県	31	19	61%
31 鳥取県	20	8	40%
32 島根県	20	10	50%
33 岡山県	28	13	46%
34 広島県	24	14	58%
35 山口県	20	12	60%
36 徳島県	25	15	60%
37 香川県	18	7	39%
38 愛媛県	21	13	62%
39 高知県	35	4	11%
40 福岡県	61	31	51%
41 佐賀県	21	5	24%
42 長崎県	22	12	55%
43 熊本県	46	16	35%
44 大分県	19	12	63%
45 宮崎県	27	16	59%
46 鹿児島県	44	32	73%
47 沖縄県	42	10	24%
合計	1,788	976	55%

※ マイナンバー保護評価システムによって評価書を公表した数となります。

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 14 日
特定個人情報保護委員会事務局
内閣官房社会保障改革担当室

各都道府県・指定都市番号制度
主管部署ご担当者 殿

「マイナンバー保護評価システム」の担当者の登録について

日頃から当委員会の業務遂行に当たり、格別なご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。特定個人情報保護委員会では、特定個人情報保護評価の手續の円滑化を図るため、現在、特定個人情報保護評価計画管理書及び特定個人情報保護評価書の受付を行うシステムである「マイナンバー保護評価システム」を開発中であり、平成 27 年 1 月 15 日（木）から稼働させる予定です。

現在、特定個人情報保護評価計画管理書及び特定個人情報保護評価書の提出については、委員会にメールにて提出していただくこと、特定個人情報保護評価書の公表については、各評価実施機関のホームページ等で行っていただくことになっておりますが、当該システムの稼働後は、特定個人情報保護評価計画管理書の提出及び特定個人情報保護評価書の提出・公表を、当該システム上で行うことが可能となります。

つきましては、評価実施機関において当該システムを稼働日から利用できるようにするため、事前に必要な情報の登録を行いたいと考えております。各ご担当者様におかれましては、別添 1 の登録様式に必要事項を記載し、下記のアドレス宛に電子媒体にて提出期限までに提出願います。

都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに貴都道府県に関係する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人に対しても、本件につきご連絡いただきますようお願いいたします。また、市町村に連絡いただく際は、市町村において、当該市町村に関係する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人に依頼方願います。提出につきましては、各評価実施機関単位で、直接下記のアドレス宛に電子媒体にて、提出期限までに提出願います。

登録様式に登録いただいた御担当者様には、平成 27 年 1 月 5 日（月）から 15 日（木）までの間、順次、当該システムにログインするための ID と仮パスワードをメールにて配付することを予定しておりますので、当該システムの稼働日以降、仮パスワードの変更登録を行っていただくことになります。あらかじめご了承ください。

なお、特定個人情報保護評価が義務付けられる事務が 1 つもなく、任意で特定個人情報保護評価を実施しない機関は、今回の回答は不要です。特定個人情報保護評価を実施するとき

に委員会へご連絡ください。

ご参考までに、当該システムの概要（別添２）を添付いたします。

別添１ 機関情報・機関ユーザ入力シート

別添２ マイナンバー保護評価システムの概要

記

提出期限

平成２６年１１月２８日（金）まで

（当該期限後も随時受付いたしますが、開発スケジュールにより〆切を設けております。）

提出先メールアドレス

system-pia@ppc.go.jp

<連絡先>

特定個人情報保護委員会事務局総務課（保護評価班）

柳沼、宮原

【TEL】

０３－６４４１－３６８９

【E-mail】

system-pia@ppc.go.jp